

盛岡市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき市長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年9月30日

盛岡市監査委員	村田芳三
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

- 1 定期監査の結果の報告 令和4年7月15日付け4盛監第20号
- 2 対象部署 上下水道局及び市立病院
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり。